

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		職場適応訓練（職場適応訓練委託費）（20-072）					
実施主体		都道府県労働局					
事業概要		雇用保険の受給資格者の雇用の促進を図るため、その能力に適合する作業環境への適応を容易にすることを目的として、事業主に委託して実施する職場適応訓練に要する経費を交付					
年 度		平成 17	18	19	20	21	
予算額 (千円)		33,518	32,061	22,169	14,606	13,760	
目 標 と 評 価	目 標	職場適応訓練 終了者のうち、 訓練を実施した 事業所に雇用さ れる者の割合 65%以上	職場適応訓練 終了者のうち、 訓練を実施した 事業所に雇用さ れる者の割合 68%以上	職場適応訓練 終了者のうち、 訓練を実施した 事業所に雇用さ れる者の割合 70%以上	職場適応訓練 終了者のうち、 訓練を実施した 事業所に雇用さ れる者の割合 70%以上	職場適応訓練 終了者のうち、 訓練を実施した 事業所に雇用さ れる者の割合 70%以上	
	実 績	目標の達成度 合い	達成（実績 68%）	達成（実績 71%）	達成（実績 70%）	未達成（実績 62%） 目標達成率 88%	—
		事業執行率	29%（10百万 円／34百万 円）	23%（8百万 円／32百万 円）	支給金額（百 万円） 32%（7百万 円／22百万 円）	支給金額（百 万円） 27%（4百万 円／15百万 円）	—
	評価結果	施策としては 原則継続。予 算額の適正化 と等が必要。	D	B	D	—	

〈調査結果〉

○ 事業執行率等（項目1（1）-ア関係）

本事業は、求職者を作業環境に適応させるため、職場適応訓練を事業主に委託し、訓練に要する費用を交付することとしており、平成19年度までは都道府県が実施主体として実施していたが、20年度からは労働局が実施主体となっている。

また、職場適応訓練の形態も、安定所に求人申込みをしている事業所を対象に委託する「短期の職場適応訓練」と、安定所に求人申込みを行っていない事業所も対象とする「一般の職場適応訓練」があり、それぞれの概要は表1のとおりとなっている。

表1 職場適応訓練の概要

区分	制度概要	訓練期間	支給額
短期の職場 適応訓練	安定所に求人の申込みをしている事業所を対象に、当該事業所に雇用された場合、実際に従事することになる仕事を体験させることにより、訓練受講者への就業への自信の付与等を通じ、当該事業所の作業環境への適応を容易にさせることを目的として実施	2週間以内 (重度の障がい者の場合は4週間以内)	訓練生1人につき日額960円 (重度の障がい者の場合は日額1,000円)
一般の職場 適応訓練	安定所に求人の申込みをしていない一般の事業所も対象にして、事業所の業務に係る訓練を通じて、事業所での作業環境への適応を容易にさせることを目的として実施	6か月以内 (中小企業及び重度の障がい者の場合は1年以内)	訓練生1人につき月額24,000円 (重度の障がい者の場合は月額25,000円)

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

しかしながら、本事業の平成17年度から20年度までの事業執行率は、毎年30%前後と低調であり、また表2のとおり、平成17年度から20年度まで、事業実績のない労働局及び都道府県(19年度まで実施主体)が多数存在している。

このことについて、厚生労働省は、「事業実績がない労働局及び都道府県に対しても、事業の趣旨にかんがみ、必要最小限度の金額を配付するため」としている。

表2 職場適応訓練の予算執行状況

(単位：千円)

区分	平成17年度		18年度		19年度		20年度	
	予算額	執行額	予算額	執行額	予算額	執行額	予算額	執行額
北海道	6,400	3,611	5,882	2,348	4,128	2,478	3,604	1,320
青森	305	0	305	0	153	0	52	0
岩手	208	0	156	0	156	0	64	0
宮城	311	197	610	197	255	0	146	0
秋田	255	0	153	0	153	0	144	0
山形	1,735	0	1,104	0	631	0	600	0
福島	206	0	311	0	200	142	109	0
茨城	316	124	311	124	153	0	69	0
栃木	411	0	461	0	299	0	299	0
群馬	15	0	15	0	15	0	15	0
埼玉	13	0	13	0	13	0	13	10
千葉	157	0	157	0	157	0	157	0
東京	311	0	311	0	153	10	101	0
神奈川	311	0	311	0	0	0	50	0
新潟	979	148	747	0	386	300	386	83
富山	655	0	322	0	188	0	0	0
石川	305	0	310	0	233	0	0	0
福井	1,598	762	1,597	0	916	393	0	115
山梨	320	0	320	150	308	0	144	0
長野	158	0	158	0	158	0	50	0
岐阜	747	0	514	0	181	205	183	103
静岡	722	0	722	167	432	208	221	245
愛知	161	0	161	0	161	0	50	0
三重	334	0	336	0	353	0	123	0
滋賀	872	265	733	469	866	884	624	144
京都	416	322	416	245	265	18	244	0
大阪	220	159	458	89	439	144	240	37
兵庫	881	0	986	232	607	348	299	210
奈良	703	50	703	648	576	72	300	0
和歌山	685	313	685	0	457	0	150	0
鳥取	292	0	159	0	153	0	50	0
島根	1,000	130	1,000	230	415	75	339	240
岡山	305	0	305	0	153	0	50	0
広島	630	24	606	124	303	0	116	0
山口	1,063	241	647	56	448	155	144	0
徳島	777	0	615	0	454	0	284	0
香川	605	602	903	0	627	0	187	0
愛媛	458	153	464	0	284	0	104	0
高知	486	148	610	0	305	0	221	0
福岡	1,575	101	795	202	653	25	569	470
佐賀	1,016	614	1,236	0	625	0	499	0
長崎	2,007	904	1,531	854	947	176	1,231	91
熊本	455	161	610	186	305	149	143	0
大分	311	271	311	0	311	142	177	0
宮崎	267	0	507	0	304	0	50	0
鹿児島	76	0	104	0	104	0	50	0
沖縄	1,276	937	1,376	1,258	1,967	721	1,234	453
合計	33,309	10,149	31,047	7,923	21,350	6,652	14,606	3,526

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
 2 平成 17 年度から 19 年度までの実施主体は都道府県である。
 3 網掛け部分は、平成 17 年度から 20 年度の間、通年で執行されていない都道府県又は労働局を示す。

また、事業の執行が低調となっている原因について、厚生労働省は、①訓練生に障がい者が多く、体調により訓練を休みがちになることから、予定通りに実施出来ないこと、②事業所において訓練生 1 名のために指導員を配置することが難しいこと、③週 20 時間も訓練を実施することが大変であるためとしている。そのため、本事業の訓練生の推移についても、表 3 のとおり、低調なものとなっている。

表 3 職場適応訓練生数の推移

(単位：人)

区 分	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	一般	短期	一般	短期	一般	短期	一般	短期
実施者数	88	22	75	12	57	20	48	32
	110		87		77		80	
修了者数	82	23	53	10	47	21	26	4
	105		63		68		30	

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
 2 各年度の実施者数と修了者数との相違については、不明であるとしている。

なお、本事業については、事業執行率が低いことを理由として、厚生労働省内の制度主管課（職業安定局雇用保険課）から、「事業のあり方の見直しが必要」との指摘を受けているが、「事業目標については達成している」として継続されている。